

在日韓国人戦傷者訴訟一審判決

争いのない事実

(東京地裁1994年7月15日判決より)

[→戦争・植民地被害者の被害事実—戦後補償裁判の記録から](#)

[→HOME](#)

二 当事者間に争いのない事実等

1 原告石成基（以下「原告石」という。）は、大正一〇年一月一三日に本籍地である韓国慶尚北道星州郡船南面道興里で出生し、昭和一七年に日本海軍軍属となり、昭和一九年五月二六日、マーシャル諸島ウォッチェ島において、米軍戦闘機の機銃掃射を受けて負傷し、右腕を切断された障害の状態となった。

2 原告陳石一（以下「原告陳」という。）は、大正八年一月二一日に本籍地である韓国慶尚南道巨濟郡東部面鶴洞里で出生し、その後、船員として稼働していたが、昭和二〇年四月一四日、船舶運営会の運航する船舶である第一二南進丸に甲板長として乗船して、バリックバパン沖を航行中、米軍機の爆撃を受けて負傷し、左下腿部を切断された障害の状態となった。

3 原告石は、平成三年一月二八日、被告に対して、その障害に関し、授護法に基づく障害年金請求をしたが、被告は、同年六月七日、原告石が、韓国籍であって、戸籍法の適用を受けない者であるから、本件附則の規定により同法の適用を受けられないとの理由で、右請求を却下する旨の処分（以下「本件第一処分」という。）をした。

原告石は、同年七月三〇日、本件第一処分を不服として行政不服審査法に基づく異議申立てをしたが、被告は、授護審査会の意見を聴いた上で、平成四年六月一九日、右異議申立てを棄却した。

4 原告陳は、平成三年四月二日、被告に対して、その障害に関し、授護法に基づく障害年金請求をしたが、被告は、同年一〇月四日、原告陳が、韓国籍であって、戸籍法の適用を受けない者であるから、本件附則の規定により同

法の適用を受けられないとの理由で、右請求を却下する旨の処分（以下「本件第二処分」という。）をした。

原告陳は、同年一月一日、本件第二処分を不服として行政不服審査法に基づき異議申立てをしたが、被告は、援護審査会の意見を聴いた上で、平成四年六月一九日、右異議申立てを棄却した。